



# 埼玉県報

第478号  
令和6年(2024年)  
1月5日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 次期埼玉県総務事務システム構築業務委託に関する落札者等の公示（総務事務センター）
- 埼玉県県民活動総合センターの指定管理者の指定（共助社会づくり課）
- 埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者の指定（社会福祉課）
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の養成施設の登録（食品安全課）
- 埼玉県産業文化センターの指定管理者の指定（産業労働政策課）
- 埼玉県種苗センターの指定管理者の指定（生産振興課）
- 小林栢間土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可（農村整備課）
- 指定納付受託者の指定（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたまスーパーアリーナの指定管理者の指定（都市整備政策課）
- 桶川都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- こども動物自然公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 熊谷スポーツ文化公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- さいたま文学館の指定管理者の指定（文化資源課）

# 告 示

## 埼玉県告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

次期埼玉県総務事務システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社NTTデータ東海 愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号

5 落札金額

836,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県県民活動総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人いきいき埼玉

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 養成施設の名称及び所在地

名称	所在地
東洋大学生命科学部生命科学科	埼玉県朝霞市岡四十八番一号
東洋大学生命科学部生物資源学科	
東洋大学食環境科学部食環境科学科	
東洋大学食環境科学部健康栄養学科	

### 二 登録年月日

令和五年十二月十二日

# 告 示

## 埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県産業文化センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県産業文化センター

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県種苗センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで



# 告示

## 埼玉県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和五年十二月二十八日認可した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

小林栢間土地改良区

### 二 事務所の所在地

埼玉県久喜市

# 告示

## 埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用した納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 手数料、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

手数料	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県手数料条例 （平成十二年埼玉 県条例第九号）別 表県土整備部の項 第一号、第三号、 第六号及び第八号 に規定する手数料	大阪府大阪市北区大深町四番二十 号グランフロント大阪タワーA 株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦	令和六年一月一日 から令和八年十二 月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年一月一日

# 告示

## 埼玉県告示第九号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

杉戸町

### 二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

### 三 作業地域

杉戸町全域

### 四 作業期間

令和五年十二月五日から令和六年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

入間市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

### 三 作業地域

入間市全域

### 四 作業期間

令和五年十月五日から令和六年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十一号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

加須市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

### 三 作業地域

加須市全域

### 四 作業期間

令和五年十一月十七日から令和六年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十二号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

### 三 作業地域

川越市岸町一丁目地内

### 四 作業期間

令和五年十二月十八日から令和六年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十三号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

### 三 作業地域

川越市寺尾

### 四 作業期間

令和五年十二月十八日から令和六年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十四号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

桶川市

### 二 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）地上画素寸法十二センチメートル、同時調整  
（地図情報レベル千）

### 三 作業地域

桶川市全域

### 四 作業期間

令和五年十一月二十九日から令和六年三月二十二日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第十五号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

狭山市

### 二 作業種類

公共測量 カラー航空写真（地上画素寸法十一・五平方センチメートル）

### 三 作業地域

狭山市全域

### 四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年三月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十六号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

長瀬町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

長瀬町全域（三十・四三平方キロメートル）

### 四 作業期間

令和五年十二月十一日から令和六年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたまスーパーアリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社さいたまアリーナ

埼玉県さいたま市中央区新都心八番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第十八号

桶川市から桶川都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第十九号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、こども動物自然公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、熊谷スポーツ文化公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年一月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

#### 一 許可番号

令和五年五月十二日

指令川建セ第〇四〇一六一号

#### 二 検査済証番号

令和五年十二月二十五日

川建セ第〇五〇二〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字竹本字上宮ノ入千三百三十一番一、千三百三十一番二の一部、千三百十六番一、千三百十七番一、千三百十八番の一部、千三百十五番の一部

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区上池袋二丁目十四番十一号  
マテックス株式会社 代表取締役 松本 浩志



## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により  
認定したので、次のとおり公告する。

令和六年一月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第一号	認定番号
令和六年一月五日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

# 告 示

## 埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和六年一月十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

東京都千代田区神田小川町一丁目二番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで